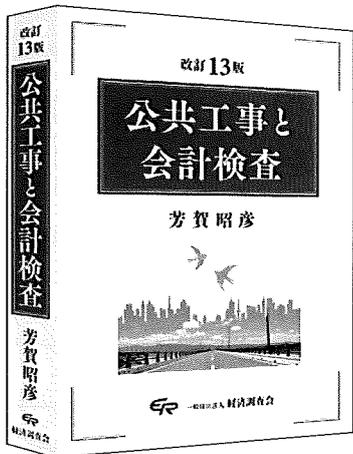


公共工事に関する会計検査の指摘事例をピンポイント解説!



芳賀 昭彦 編著

A5判 約570頁 定価 本体4,500円+税

令和元年
9月発刊

過去5年間の工事関連の会計検査 指摘事例をビジュアルに解説

- 第1章に会計検査院調査官による座談会(会計検査の現況と課題)を収録
- 事態別指摘事例を「設計、設計・施工、施工、積算、用地・補償」に分類
- 事態別指摘事例に「ひとコメント」を付記

主要目次

第1章 工事検査について聞く

第2章 工事の過去5年間の指摘事例
(平成25～29年度)

第3章 工事の事態別指摘事例(計175例)

第4章 用地・補償の過去5年間の指摘事例
(平成25～29年度)

第5章 用地・補償の事態別指摘事例(15例)

第6章 会計検査院の概要

第7章 平成31年次会計検査の基本方針

内容見本

71 支承の固定と可動を 誤認

不当事項 設計不適切 平成29年度(p.302)

工種: 橋梁 指摘箇所: 変位制限構造

●事業概要

A県は、平成28、29両年度に、既設のB橋(延長66.6m、幅員7.5m)に、耐震補強を目的として、橋台及び橋脚(橋台等)と橋桁との間の相対変位が大きくなりすぎないように支承部と補完し合って抵抗する変位制限構造の設置等を事業費6751万円(補助対象事業費6750万円、交付金3375万円)で実施した。そして、変位制限構造は、橋桁に固定した連結材を橋台等の橋座部にアンカーボルト等で固定する構造となっており、橋台等の橋座部に計12個(橋台2基各2個、橋脚2基各4個)を設置することとされていた。

A県は、変位制限構造の設計を「道路橋示方書・同解説」(示方書)等に基づいて行っている。示方書によれば、変位制限構造は、地震や温度変化等による伸縮により上部構造と下部構造の間に生ずる水平変位に追随するための支承の移動や回転等の機能を損なわないような構造とすることなどとされており、このために必要とされているアンカーボルト等と連結材の間の距離(設計遊間量)は、余裕量として設置誤差等である15mmに、支承の移動量を加えたもの以上とすることとされている。そして、A県は、工事の設計を設計コンサルタントに委託しており、その設計業務の成果品によると、設計遊間量について、固定支承側は余裕量15mm、可動支承側は余裕量に橋軸方向の支承の移動量を加えた35mmとすれば、既設の支承の移動等の機能を損なわないとした。

●検査結果

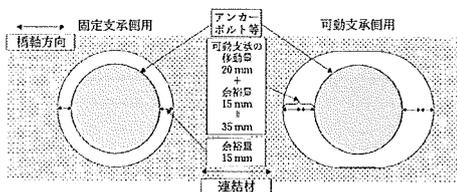
設計コンサルタントは、既設の橋台等に取り付けられている固定支承と可動支承について、実際とは逆に設置されていると誤認して、固定支承側の設計遊間量を35mm、可動支承側の設計遊間量を15mmとする設計図面を作成しており、A県はこの設計図面により変位制

第3章 工事の事態別指摘事例

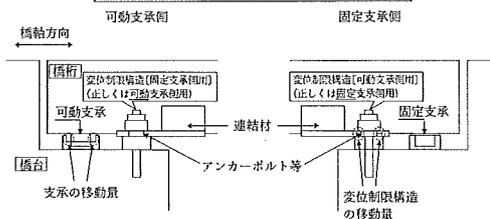
限構造を設置していた。

したがって、変位制限構造(工事費相当額1307万円)は、設計が適切でなかったため、必要な設計遊間量が不足するなどして既設の支承の機能を損なっており、地震や温度変化等による伸縮の際に、支承や変位制限構造等が損傷して落橋等を防止できないおそれがある状態となっており、これに係る交付金相当額653万円が不当と認められた。
指摘額 653万円(交付金)

1 変位制限構造の設計遊間量の概念図



2 本件工事に係る変位制限構造の設置概念図



◎ひとコメント

検査院は設計が適切でなかったとしているが、現場で支承を確認すると、橋台だけについてみてもA1は可動、A2は固定と容易に判別できる。発注者もコンサルタントも、そして施工業者も何をもて仕事をしていたのか。